

# 第70回 国連女性の地位委員会 (CSW70) 報告



大崎麻子  
Gender Action Platform理事  
CSW70日本代表

2026年5月11日

## ▶ 第70回 国連女性の地委員会（CSW）の概要

会期：2026年3月9日～19日

場所：国連本部（ニューヨーク）

優先テーマ：包括的かつ公平な法制度の促進や差別的な法律・政策・慣行の撤廃、構造的障壁への対処を通じたすべての女性及び女兒に対する司法アクセスへの確保と強化」

190ヶ国の政府代表（2人の国家元首、1人副大統領、5人の副首相、閣僚等）と市民社会団体等の代表者ら約4,600人が参加。議長は、コスタリカのマリツァ・チャン・バルベルデ大使。

米国の投票要求により、「合意結論」がCSW史上初の投票にかけられ、賛成37、反対1（米国）、棄権6（エジプト、サウジ等）で採択された。

最終日には米国が「gender」の定義を男性と女性のみに限定するという決議案を提出したが、□ EUがこの決議案に対しNo Action Motion(議場で一切取り扱わないことを求める動議)を発動。賛成23(日本含む)、反対3(米国、パキスタン、チリ)、棄権17で決議案は実質廃案となった。

### 日本政府代表団:

日本代表（大崎）、外務省、内閣府、厚労省、文科省、国立女性教育会館（NWECC）、国際協力機構（JICA）、NGO代表、ユース代表



Photo: [UN Women](https://www.unwomen.org/)

# ▶ CSW70 合意結論のポイント（全体）

## 1. 法的・制度的枠組みの強化

- **差別的な法律の撤廃:** 家族法、労働法、財産権、国籍法、土地所有権において、女性を差別するすべての文言や慣行を特定し、速やかに廃止または改正する。
- **司法機関のジェンダー主流化:** 警察、検察、裁判所、更生施設などの司法・法執行機関において、意思決定レベルを含むすべての階層に女性の参画を促進する。
- **法執行者への教育:** 裁判官、警察官、法曹関係者に対し、ジェンダー平等の視点と人権に基づいた体系的な研修（司法研修）を義務化する。

## 2. 司法サービスのアクセシビリティ向上

- **経済的障壁の除去:** 司法アクセスのための無償の法的援助（リーガルエイド）を公共サービスとして拡充し、裁判費用や付随するコスト（交通費・育児費等）が女性の障壁にならないよう配慮する。
- **言語・物理的アクセスの保障:** 多様な言語対応、デジタル化による手続きの簡素化、および地方・過疎地における司法サービスの提供を強化する。
- **法的リテラシーの向上:** 女性が自らの権利を知り、司法制度を利用できるよう、権利教育や法的アドバイスへのアクセスを保障する。

## ▶ CSW70 合意結論のポイント（全体）

### 3. 説明責任の確保と暴力の根絶

- **免責の排除:** 性暴力やジェンダーに基づく暴力の加害者が適切に処罰されるよう、司法手続きの透明性と説明責任を強化し、法の支配を徹底する。
- **サバイバー中心のアプローチ:** 被害者（サバイバー）の尊厳とプライバシーを保護し、二次被害（セカンド・ビクティマイゼーション）を防止するための保護措置と多職種連携を確立する。
- **デジタル空間の法的保護:** テクノロジーを悪用した暴力（ディープフェイク、画像悪用等）を犯罪化し、迅速な削除依頼や法的救済を可能にする。

### 4. パートナーシップとリソース（資源）の配分

- **市民社会組織（NGO）の参画:** 政策立案、実施、監視のすべての段階において、NGOの「安全かつ意味のある参加」を保障し、その活動空間（シビック・スペース）を法的に保護する。
- **持続的な資金提供:** 女性団体やコミュニティ組織に対し、その独立性を尊重した上で、予測可能かつ持続可能な公的資金（予算）を割り当てる。
- **データの収集と活用:** ジェンダー統計や司法アクセスに関する証拠（エビデンス）を収集し、交差性（インターセクショナルリティ）に配慮した政策の有効性を定期的にレビューする。

# ▶ CSW70 合意結論に基づく日本政府の具体的責務の例

## 1. 差別的法制度の根絶

家族法、労働法、財産権等における性差別的な条項を特定し、速やかに撤廃・改正する。

## 2. 司法・法執行機関の構造改革

警察・司法への女性登用を促進し、全法曹関係者に対するジェンダー研修を義務化する。

## 3. 経済的障壁の除去と法的援助

無償の法的援助（リーガルエイド）を拡充し、裁判費用等の経済的負担による司法からの排除を解消する。

## 4. デジタル空間の安全と救済

テクノロジーを悪用した性暴力を犯罪化し、迅速な被害情報の削除と実効性ある被害救済制度を整備する。

## 5. 交差性（Intersectionality）に基づく施策

障害、年齢、経済状況等の複合的な困難を分析・可視化し、誰一人取り残さない司法支援を設計する。

## 6. 市民社会（シビルソサエティ）の参画と基盤保護

政策決定の全段階におけるNGOの参画権を保障し、活動の独立性を支える持続的な公的予算を確保する。

# ▶ CSW70 合意結論のポイント（市民社会について）

項目	合意された具体的な内容
1. 政策決定への参画の保障	● 司法制度改革やジェンダー平等に関する政策立案・実施・監視のすべての段階において、市民社会組織の「安全かつ意味のある参加（safe and meaningful participation）」を確保する。
2. 持続的な資金提供（リソース配分）	● 女性団体やコミュニティ組織に対し、その独立性を尊重しつつ、活動のための持続可能で予測可能な資金提供（リソースの割り当て）・予算措置を行う。
3. 専門性の承認とサービス提供のパートナーとしての位置付け	● 被害者への法的支援、シェルター運営、カウンセリング等において、NGOが果たしている専門的な役割を認め、政府との連携を強化する。
4. 活動空間（シビック・スペース）の安全確保	● 女性の人権擁護者（WHRDs）や市民社会組織が、報復や暴力の恐れなく活動できるよう、「開かれた活動空間（Civic Space）」を法的および実務的な保護措置を講じる。
5. 透明性とアカウンタビリティの確保（モニタリング）	● 政府のコミットメント履行状況を市民社会が検証できるよう、必要な情報公開を行い、モニタリングプロセスへのアクセスを保障する。

# ▶ 市民社会による「合意結論」の戦略的な活用

## 1. 国内政策への実効的なアドボカシー

- **コミットメントの履行モニタリング**  
日本政府が主権を持って合意した内容に基づき、国内施策の整合性を問い、具体的アクションの履行を迫る。
- **政策立案のレバレッジ**  
膠着した国内議論に対し、自らも合意した国際標準を「正当な根拠」として提示し、突破口を開く。

## 2. グローバル・スタンダードによる「再定義」

- **最新概念の政策定着**  
「交差性（Intersectionality）」等の合意概念を、日本の司法・福祉・労働施策における必須要件として再定義する。
- **分野横断的な課題設定**  
司法と人権、ジェンダーとテクノロジーなど、合意結論が示す広範な視点を用いて、領域を超えた連帯を構築する。

## 3. 独立した「検証・モニタリング」

- **定量的・定性的な進捗評価**  
合意結論を「共通の指標（ベンチマーク）」とし、日本の現行施策との乖離をデータに基づき客観的に検証する。
- **カウンター・レポートの質的向上**  
現場の実態を合意項目の達成度として整理し、政府の自己評価に対する独立した検証結果を公表する。

## 4. 市民社会組織の基盤強化と参画の制度化

- **意思決定プロセスへのシステマティックな関与**  
NGOの「安全かつ意味のある参加」の保障を根拠に、政策決定の全段階における公式な参画枠を制度として求める。
- **活動の自律性を支えるリソース確保**  
独立性を尊重した公的資金提供を政府の責務と位置づけ、安定的かつ持続的な活動基盤の構築を要請する。